

なでか報

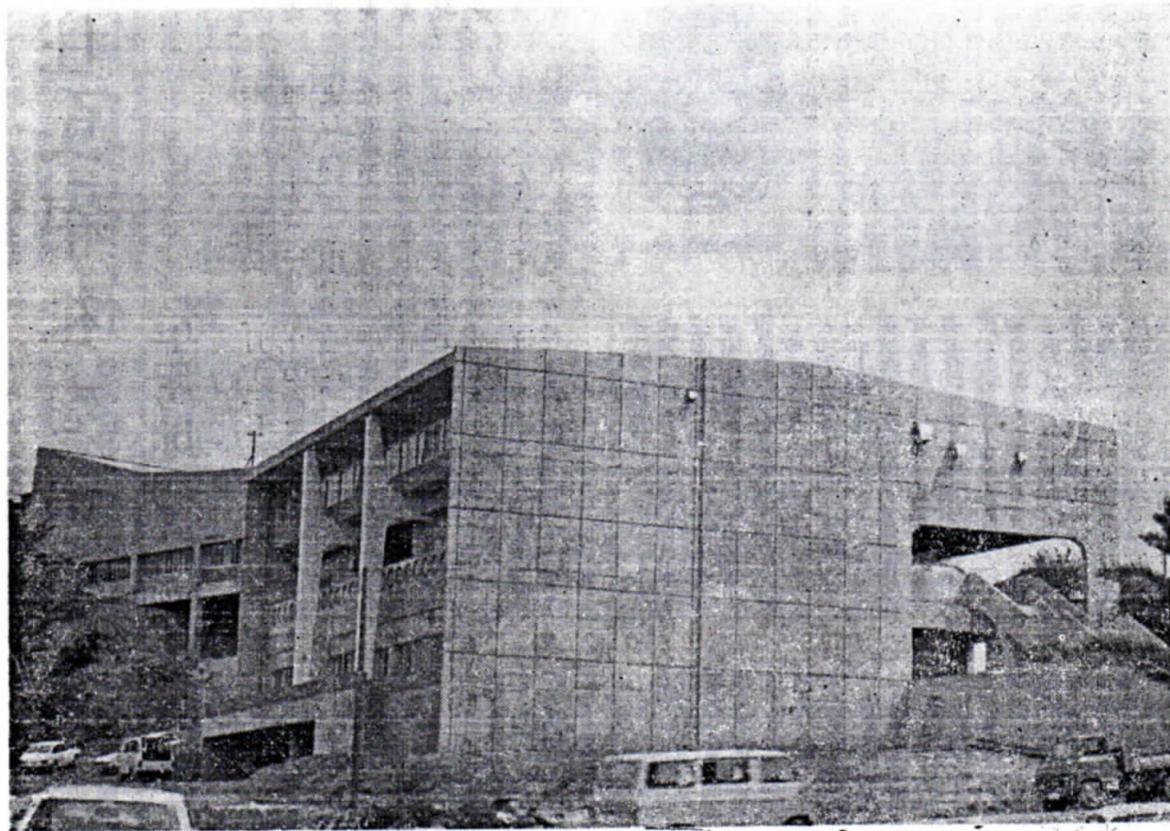
— 発行所 —

嘉手納村役場

電話 098976-2001・2628

編 集

企 画 経 済 課



昨年3月からおよそ50万ドルの巨費を投じて由緒ある比謝橋際に、南海建設(代表者親川健治氏)によって建築工事が進められておりました中央公民館が、このほど完成しました。(写真)同公民館は、敷地の総坪数が2,071坪、建物面積が延べ680坪で沖縄でも数少ない総合会館的性格をもつものとして各方面から、その完成がまたれていました。

同会館には、老人の休息室や婦人会の事務所、料理講習室、それに保育所が設置される他、村役場の厚生課、保健衛生課、教育委員会、議会事務局などの事務所として利用されることになっております。また大ホールは500人以上の観客が収容出来る素晴らしいものだけに、今後結婚披露宴会場その他の集会に多いに活用されるものと期待されています。

嘉手納村人口動態表

1973年2月現在

区 名	世帯数	男 子	女 子	計
東 区	562	1,325	1,332	2,657
上 区	479	985	1,085	2,070
中 区	453	991	1,048	2,039
北 区	526	1,162	1,163	2,325
南 区	599	1,153	1,330	2,483
西 区	599	1,334	1,338	2,672
外 人	3,218	6,950	7,296	14,246
計	33	35	30	65
計	3,251	6,985	7,326	14,311

48年度予算編成方針を発表

住民福祉を最優先

軍用地の解放要求も

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

本村の古謝村長は三月十二日に昭和四十八年度の予算編成方針を発表しました。その中で村長は、①住民福祉②軍用地の解放③戦後処理の問題④隣接市村との合併問題⑤役場機構の一部改革を来年度の重要な施策目標とし、特に、住民福祉の最優先を強調しています。次は、その予算編成方針の全文です。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★



古謝得善村長

昭和四十八年度の予算案を上程するにあたり、これからの一年間私の村政運営にあたっての所信の一端を申しのべ、併せて、主だった実施項目の概要についてご説明申し上げたいと存じます。

さて、当村将来の発展を語り、また住みよい豊かな村づくりの方策を樹立するに致しましても、当村のおかれている現状は、基地との関係を考えて論ずることは不可能であります。

すでに復帰後十ヶ月を経過し、その間、嘉手納米空軍基地と直接間接に関連のあったベトナム戦争も停戦の運びとなり、日中国交も回復され、沖縄の四囲も明るいいきさしの見えてきたことは喜ばしいこととあります。

しかしながら当村のおかれている現状は、こと基地に関する限り、なお復帰以前からの延長であり、更には、ベトナム戦争が継続されていた状態と何ら変わりのない基地の活動状況であります。私達はこれまでひとえに基地公害や爆音災害からの脱却を願って、祖国復帰とベトナム停戦に期待を寄せ参りましたが、現実はお互い村民が期待するところより余程遠い感を抱くものであります。

かえりみますと過去二十七年余の異民族支配は、軍事基地の面が先行し、我々の訴えることも基地運営に支障のない限りにおいて許容されることが殆んどであった。しかしながら、施政権が日本に帰った現在においては、すべて、住民優先の施策がなされるべきであり、また、この観点から当村の現状をとらえ、将来を考えていかねばならないと思うのであります。

従って、主体を村民におき、お互い村民生活を営む上において、これを破壊し、狂わすような基地の運営のあり方については、常に政府にその修正を迫り、また村民生活を営む上において必要とする土地については、強くその解放を訴え、これが実現をきざねばならぬと思うものであります。このような考え方のもとに昭和四十八年度は総合的な村将来の大計を樹立すべき年として、村民の英知を結集して、これに当る所存であります。

における米軍との賠償問題等、この年度も継続して政府に訴え、早急な解決の目途づけをしていく所存であります。

近年、時代の変遷と共に村民の要求も複雑多岐であり、村のおかれている条件や能力を超える部分も多岐にわたります。従って、行政は広域的必要性を高め、特に当村のように土地狭小の現状は、他村との合併についても意欲的に配慮していく必要があり、隣接市村との親交を深め、合併への機運高揚につとめる所存であります。尚、復帰後の複雑な諸制度を消化し、村民の要求にこたえて、これに対する率仕面を強化する上から役場機構の一部改革と職員を増員すると共に併せてその資質の向上とこれにふさわしい待遇の改善を図っていかたいと思ひます。

- 1 福地簡易水道施設の買上げと同地域への給水
 - 2 保育所の新設
 - 3 老人福祉対策の強化
 - 4 学校施設の整備充実
 - 5 中央公民館の開設
 - 6 各区自治会事務所建設と整備が主な事業となつており、
- 以下主だった項目別にご説明申し上げます。
- 一、村税徴収について
沖縄の復帰に伴う地方税法の適用にかかわる特別措置及び九ヶ

—若夏国体を成功させよう！—

月予算の四分の三課税等が四十七年度限りでなくなり四十八年度から地方税法が適用されるために増税になっております。尚、村税の徴収にかかわる納税率につきましても毎年度決算において指摘されておりますとおり現年度分については近年逐次徴税率が伸びておりますが、滞納繰越分については余り成績がよくありませんので本年度においては特に自治会等の協力を得て数回に亘り職員を派遣して滞納繰越分に重点を置いて徴収面の強化を図る所存であります。

※ 四十八年度事業における重点事項

一、保健衛生業務について
 復旧後予防接種法が本土法そのまま全面適用になりました。関係から定期の予防接種(種痘、シフテリア、百日咳等)は市町村の責任において実施しなければなりません。現在中野医師会と委託契約を結び原則として毎月、日曜日に集団して実施しておりますが、この業務の実施に当ってはこれまで県職員である保健婦の協力を得てまいりましたが本年度からは村独自の保健婦を一人配置し、一層充実したものと村民の保健について意をそそぐつもりで御座います。

二、伝染病予防対策について

伝染病予防についても復旧後は市町村長の責務となっておりまして村が行う予防措置としては主にそ族昆虫の駆除に当っておりますが本年度におきましてもそ族昆虫の駆除は勿論のこと成虫駆除等にも重点をおいて伝染病の発生を未然に防ぐように各家庭に対する指導も強化しながら予算の範囲内において薬品等を無料で配布し、明るい健康な村づくりに努力してまいります。

三、環境衛生事業について

生活の向上とあいまってごみ量も増加し、最近においては粗大ごみをはじめとし、産業廃棄物が急激に増えてごみによる公害が派生してまいりました。このような状態を打開して行くためにごみ処理車を一台購入いたしました。ごみ処理を順調に行いたいと考えております。尚、現在各家庭は門前にドラム缶等を置いてごみを収集している現状であります。この方法はただでさえ狭い道路を妨害する形に飛散し、暗渠等が詰まる要因をかもしたしております。ドラム缶等による容器収集を改善しまして袋による収集に本年度から切替えてまいります。更には最近特に野犬が横行しており、人畜に被害が

四、住民基本台帳業務について

住民基本台帳法は復旧と同時に適用されております。同法附則の第四条によりますと住民基本台帳は昭和四十八年三月三十一日までに整備を終り告示することになっておりますが、本村においては二月末に整備も終りまして三月一日付で告示することができました。住民基本台帳制度の趣旨は、住民の利便の増進および行政の合理化に資することを旨として、事務処理の能率化更には合理化に努めることはもとよりであります。住民の正確な把握が容易になり、村行政運営全体が更に能率化するに共し合理化に寄与する面がありますのでこの業務を更に充実して行く所存であります。

五、国民健康保険事業の充実と健全な運営について

国民健康保険制度は原則として被用者保険の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産、または死亡に關して必要な給付を行ない、社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的として市町村単位に国民健

康保険事業を行なう業務があるわけでありまして、本村においても今年一月一日に国民健康保険事業を開始することができましたが、いまだ開始間もないため保険事業が健全に運営されているかどうかについてはその判断を下すときではありませんが被保険者適用率も九五パーセントに達し、更に保険財政の基本である保険税の徴収率も二月末日現在で八〇パーセントに達しておりますので大体順調に運営されているものと考えておりますが本年度は更に健全な運営をめざして財政の確立強化を図る上から国県支出金の増額要求と保険税の徴収に努力すると共に保険事業の目的である保険給付の内容についても改善していくため更に努力する所存であります。

六、国民年金業務について

国民年金業務が開始されてから三ヶ年を経過したわけでありまして、村民のなかには国民年金の重要性を今だに理解することができずに国民年金に加入しておりながら年金手帳の未受領や保険料の未納者が二〇〇人もおりました。まことに遺憾にたえません。したがって保険料の徴収率もかんばしくなく本年一月末現在において六十九パーセントになっておりますので、本年度に

七、青少年問題について

青少年問題については国民年金割度をより多くの村民に十分理解してもらうために教宣活動を強化するとともに年金手帳未受領者の実態調査と共に保険料の徴収率をあげるため被保険者に対して納付通告書を各納期毎に送付する等、保険料徴収を強化いたしました。徴収率を九〇パーセント台に引き上げるため努力して行く所存であります。

青少年問題については、青少年は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならぬ。又、すべて住民は青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為から青少年を保護しなければならぬと各々児童福祉法及び青少年保護育成法にうたわれております。このことは明日の社会をなすすべての青少年が、より正しく、より明るく、健全に育成されようとの願いから親保護者は勿論のこと社会のすべての大人の青少年に接する理念を明らかにしたものであります。

ところが最近における青少年の非行をめぐるところは益々悪質化する傾向にありますので本年度から少年補導員を村が委嘱いたしました。青少年育

八、老人福祉について

を強調し村民各位の協力を得て地域ぐるみの運動として積極的に推進してまいります。

老人をとりまく社会状況は年々厳しいものがあります。経済の高度成長や家族関係の変化等によって老人の不安や貧困性が問題になっておりますが社会人としての責務を完うされたお年寄りに老後の生活をいくらかでも楽しくして頂くために老人のいこいの場として近々のうちに完成する中央公民館の一階に四〇畳敷きの立派な休養施設が設置されており、本年度から敬老の生活をこれまでの七十五才から七十才に条件を引下げてありますし、更に敬老年金の額も従来の三六〇〇円を一〇、〇〇〇円に僅かではありますが引上げてあります。尚、今後共老人福祉の面においてその改善を図っていく所存であります。

九、身体障害者福祉について

身体障害者福祉問題は国や県における対処策の弱さと身障者自身の特殊性もあって遅々として進まない感があります。身体障害者福祉年金も制度化されてはおりますが厳しい種々の基準があり、金額においても生活を保障するにはあまりにも少額であります。又、現在の社会は普通の人でさえ暮らしていく環境にあり、ま

十、村社会福祉協議会について

村社会福祉協議会について村社協の公、私分離は社協設立当初からさげばれておりましたが、財政の貧困からなかなか思うように行かず、社協本来の特性が十分に發揮出来ないのが現状であります。職員も村の社会事業係が兼務している関係からいつも忙殺され、社協の決算事務さえ出来ない状態にありますので本年度においては社協に対し補助金を交付して育成を図り近い将来においては社協の法人までもって行き公、私相提携して村民福祉の増進を図るよう努力してまいります。

十一、保育所の設置について

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされ、更に保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠けると認められる場合には保育所に入所させ、保育する義務があり、本村といたしましても児童福祉法の理念にそって一九六五年七月に収用

十二、都計事業について

社会経済の発展にしたがいあらゆる交通手段も自動車に求められ村道における道路交通容量もはるかに超過しつつある現状にあり、交通混雑の緩和策を講じなければなりません、更に新しい観点から社会経済に即応した地域環境の整備計画も樹立して住み良い環境づくりの対策を講ずる必要性があります。本村も復旧前にコザ広域都市計画圏の中に組入れられ都市計画法が適用されておりますので先ず七一年度から始めております公共下水道の建設工事を継続して施工し、公衆衛生面の改善向上と併せて水質保全に努め、更に道路交通の安全を期すために歩道、交通標識の設置等を行いながら公共下水道工事が完了した道路から年次計画によって舗装工事も施行して住み良い環境づくりに努

十三、排水設備資金の貸付けについて

力して行く所存であります。公共下水道の整備と相まって各家庭の取付工事も急がねばなりません。昨年三月の供用開始以来今月までに排水設備の取付工事を終え、利用している家庭は僅か四十九世帯にとどまっております。このことは、排水設備取付工事に要する費用が相当額要するために利用者が少ないものと懸念されますので、本年度において資金運用部資金を村で調達し無利子で村民に貸付け、公共下水道の利用度を向上させて行き排水設備の充実に特に努力して行く所存であります。

十四、産業経済の振興について

1 農業の振興策としては昨年度から特に主産地形成に重点をおいて、本村に適した花卉園芸の普及面に意をそそいでおり、本年度においては、百合根の出荷も予定しており、順調に主産地形成の方向にむけて進んでおりますので今後共継続して努力して行く方針であります。

十五、消防組織の強化について

本年度において消防常備職員二人の増員をお願いしてあります。消防業務も復旧に伴い市町村長の責任における事務並びに業務が増大しており、特に救急業務の市町村への移管は現在の人容では、十分な活動が阻害されておりますので常備態勢を強化し、村民の生命財産を守り災害のない明るい村づくりのために更に訓練をつみ、非常災害に対処して行く所存であります。

十六、水道事業について

水道事業も一九六四年に事業開始以来順調に運営され、村民に奉仕してまいりました。事業開始以来の最も県案事項でありました、福地水道施設

十七、水産業振興の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

十八、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

十九、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十一、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十二、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十三、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十四、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十五、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十六、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十七、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十八、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

二十九、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十一、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十二、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十三、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十四、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十五、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十六、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十七、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十八、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

三十九、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十一、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十二、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十三、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十四、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十五、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十六、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十七、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十八、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

四十九、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十一、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十二、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十三、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十四、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十五、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十六、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十七、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十八、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

五十九、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

六十、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

六十一、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

六十二、水産業者の基盤である漁港整備につきまして

は四七年度から四次計画において整備事業が着手されており漁港の関連道路が四七年度に完成いたします。尚、本年度から漁港の整備事業が県直轄事業として着工される見通しであり三年後には嘉手納漁港として完成されますので更に水産業振興面に力をそそいで行く所存であります。

「自分だけは」と思う運転者が事故をおこす

の買上げについても福地水道
 経営者の理解と協力によって
 本年度中に買上げることと同
 意をいただきましたので当村
 水道事業の目標である全村給
 水が達成されるのであります
 ので今後は更に水道事業運営
 に当っては広く村民の意を体
 して健全運営にむけて更に努
 力し、水道事業の公共性を充
 揮してまいります。

十七、教育行政について

1 基地から派生する騒音を緩和
 するために復帰前既設校舎に
 防音設備が施工されたのであ
 りますが、防音効果が低減し
 防音校舎としての機能が低下
 しておる校舎については政府
 援助により未改築の規格教室
 は全面的に改造して爆音被害
 による授業障害をなくするた
 めに本年度においても小、中
 学校の増、改築工事を執行し
 てまいります。

2 給食センターの建築について

現在は屋良、嘉手納小学校に
 おいては単独給食を実施して
 おりますが中学校は未だ給食
 を実施しておりませんので同
 小学校の単独給食制度を改善
 いたしまして、給食センター
 を建築することにより中学校
 も完全給食を実施して児童生
 徒の体位向上を図ってまいり
 ます。

十八、区公民館の建築について
 村行政区が六区制に移行して

行政運営がなされるようにな
 って三ヶ年を迎えましたが各自
 治会もようやくその運営組織
 も充実されつつある現状にあ
 りますが、区民がもっともし
 んこくな問題として要望して
 いるのが各区の事務所と子供
 遊び場の設置でありましたの
 で前年度までに上区、西区の
 事務所並びに子供遊び場用地
 は確保したわけであります。

更に本年度は東区の事務所並
 びに子供の遊び場用地を買上
 げると共に東区、上区、西区
 の事務所を建築してまいりま
 すがそのほかに現在の役場二
 階の一部を中区事務所に又、
 現教育委員会事務所を北区事
 務所に夫々使用させる予定で
 あります。

後は南区の事務所の問題があ
 りますが早急に適当な土地を
 選定し、敷地を確保いたしま
 して各区がそろって事務所と
 遊び場が設置されるよう努力
 し区民の利便を図ってまいり
 ます。

以上昭和四十八年度事業にお
 ける重点事項の概要を申し上げ
 ましたが何卒議員皆様の方
 の御協力を切に御願ひ申し上
 げる次第であります。

昭和四十八年三月十二日

嘉手納村長 古謝得善

昭和四十八年度嘉手納村一般会計予算

入			出		
款	金額(千円)	比率(%)	款	金額(千円)	比率(%)
1. 村 税	60,845	5.73	1. 議会費	24,785	2.33
2. 地方譲与税	1,066	0.10	2. 総務費	132,337	12.46
3. 自動車取得税交付金	1,565	0.15	3. 民生費	113,035	10.64
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	7,630	0.72	4. 衛生費	53,237	5.01
5. 施設等所在市町村調整交付金	159,124	14.98	5. 労働費	8,146	0.77
9. 地方交付税	294,955	27.77	6. 農林水産業費	13,109	1.23
7. 交通安全対策特別交付金	1,338	0.13	7. 商工費	1,825	0.17
8. 分担金及び負担金	4,956	0.47	8. 土木費	64,024	6.03
9. 使用料及び手数料	7,178	0.68	9. 消防費	24,573	2.31
10. 国庫支出金	405,987	38.22	10. 教育費	594,979	56.01
11. 県支出金	17,340	1.63	11. 災害復旧費	4	0.00
12. 財産収入	54,874	5.17	12. 公債費	17,126	1.61
13. 寄附金	1	0.00	13. 諸支出金	1	0.00
14. 繰入金	6	0.00	14. 予備費	15,084	1.42
15. 繰越金	1	0.00			
16. 諸収入	11,597	1.09			
17. 村 債	33,802	3.18			
歳入合計	1,062,265		歳出合計	1,062,65	

村章募集!!

村役場では、村政二十五周年を
 記念して村のシンボルマークとし
 ての村章を募集しています。作品
 は嘉手納を象徴するものであれば
 一人何点でも応募できます。それ
 ぞれの応募作品に図案説明書を添
 えて五月十日までに村役場企画経
 済課へ御応募下さい。日本国民で
 あればどなたでも応募できます。
 賞金は、一等が三万円、二等が一
 万円、三等が五千円となっております。
 発表は、五月下旬の予定です

お知らせ

四月から次の課が村中
 央公民館(比謝橋際)に
 移りました。

厚生課 } 電話 3113(1階)
 保健衛生課 }
 公衆衛生看護婦 }
 教育委員会 } 電話 2213(3階)
 議会事務局 }

第一回村議員臨時会開かれる 常任委など決まる

先の村議会議員選挙で選ばれた二十名の議員を招集して、一九七三年第一回嘉手納村議会臨時会が一月二十六日の午前十時から村公民館で開かれました。

今議会では、議長、副議長の選挙、議席の指定、常任委員の選任助役の選任、監査委員の選任などが行なわれました。

まず新しい議長に徳元正信議員副議長に与那覇孫太郎議員が選ばれました。

吉浜助役の任期満了に伴う助役の選任については、古謝村長から吉浜助役の再任について議会の同意が求められ、全会一致で吉浜助役の再任が承認されました。

再び吉浜助役とのコンビによる執行体制ができあがり、今後四か年間村政の一層の拡充と村民のための住みよい村づくりが強力に推進されるものと期待されます。

監査委員には、比嘉寛一議員が選出され、前委員の与那覇議員のあとをひきつぐことになりました。

このあと、宮城篤実議員から提案された「自衛官子弟の入学拒否に反省を求める決議案」と渡口彦信議員から提案された「P3対潜哨戒機の嘉手納基地移駐に反対する決議案」が全会一致で可決され、県知事、県議会議長に要請することになりました。

次に各常任委員会をご紹介します。(順不同略)



徳元正信 議長



渡口彦信委員長



岩井義信副委員長



仲宗根政幸委員

総務財政委員会



宮城篤実委員



島袋正助委員



大滝平助委員



与那覇孫太郎委員
(副議長)



古謝得弘委員

文教社会委員会



宮平永治副委員長



知念盛仁委員



福地秀雄委員



新垣義圭委員



知念道正委員



德里政助委員長



前川光助副委員長



山口栄楠委員



津波古清栄委員



奥間盛行委員



比嘉寛一委員

建設経済委員会

年金がくらしを守る新時代

国民年金への

加入をすすめよう

①必ず加入しなければならぬ人

二〇歳以上六〇歳未満の人は、必ず加入しなければなりません。

ただし、厚生年金や共済組合などの年金に加入している人やその配偶者は除きます。

②本人の希望により加入できる人

サラリーマンの奥さんや昼間部の学生さん、または年金や恩給を受けている人などは、希望すれば任意加入することができ

ます。

国民年金は国営の年金です。

国民年金は国営の年金ですから、多くの優れたしくみがあります。

あなたが納める保険料、月五百五十円の半額を国が

負担するほか、巨額の事務費も国庫でまかなっています。また国民年金の給付は八種類もあり、その額は、生活水準や物価などの変動にマッチするよう、国の責任で引上げてきましたし、今後改善が続けられます。「受けて甲斐ある国民年金」として、あなたのくらしを守ってくれることでしょう。所得制限などは一切ありません。

福祉年金のこと

国民年金には、保険料をかける拠出制の年金と無拠出制の福祉年金があります。この福祉年金は国民年金制度が充足したころ、高齢だったり、重度障害者だったりした人たちのために設けられた年金で、国営の制度ならではのしくみです。

国民年金はこんなに有利です。国民年金には、大きな国の補助があります。みなさんが保険料を納めると、国もその半額を負担して一緒に積立てますので、安い保険料で有利な年金が受けられます。したがって、この表のように納めた保険料と、受ける年金額を比較すると、非常に有利になっています。

納める保険料の額	受ける年金の額		
	1年間受けたとき	10年間受けたとき	20年間受けたとき
老齢年金 (25年) 165,000円	96,000円	960,000円	1,920,000円
障害年金 (1年) 6,600円	132,000円	1,320,000円	2,640,000円
母子年金 (1年) 6,600円 (子供1人)	100,800円	1,008,000円	

注 障害年金、母子年金は最低限度、一年間保険料を完納後の事故に支給されます。

国民年金に加入していない人は、だれでも、いつかは年をとって働けなくなり、またいつあなた自身が被害者にならないとも限りません。もしあなたが国民年金に加入していなかったら将来、年をとってから受けられる老齢年金はもとより、病弱やケガそして死亡という思わぬ事故にあったとき、受けられるはずの障害年金や、残された家族への母子年金、死亡一時金などもまったく受けられません。

年金はこんなときに
国民年金は国が行う年金制度ですから、年金額は物価の変動や生活水準の上昇に応じて増額されます。

年金の種類	このようなときに	年金額
老 齢 年 金	10年納めたとき	60,000円
	25年納めたとき	96,000円
(所得比例年金)	25年納めたとき	(54,000円)
障 害 年 金	定額分と所得比例分を合わせて	150,000円
	重いケガや病気になったとき 1級のとき 2級のとき	132,000円 105,600円
母子が準母子年 金	男の働き手が死亡したとき	100,800円
遺 児 年 金	両親が死亡し、みなしごになったとき	100,800円
寡 婦 年 金	夫が年金を受けずに死亡したとき (60歳以上65歳未満の妻)	夫が受けられるはずの老齢年金の半額
死 亡 一 時 金	途中で死亡したとき	10,000円
	(3年以上納付)	~52,000円

注 ほかに、いろいろの公的年金の保険料を納めた人には通算老齢年金が支給されます。

③資格喪失届
会社や官庁に勤めるようになったとき

④住所(氏名)変更届
住所や氏名が変わったとき

⑤裁定請求書
年金を受けようとするとき

⑥免除申請書
サラリーマンの奥さんなどが希望で加入するとき

⑦所得比例保険納付申出書

お年寄にしあわせを!

近年、人間の寿命は伸びてきていますが、人間が老令化するに従い、体の自由を阻害する老化現象いわゆる老人病が多くなり、老人共通の悩みの種となっています。

このような老人病に悩まされながら、なお一人で暮さなければならぬお年寄が本村にも多数おられます。村ではそのような一人住いのお年寄の余生を少しでも明るく楽しいものにしようと、老人家庭奉仕員制度を全疏に先がけて施行と同時に採用し、現在、喜友名敏子さんが、家庭奉仕員として献身的な活動をつづけています。

三年ほど前からこの仕事を始めている喜友名さんは「最初の頃は身も知らぬお年寄の世話をどこから始めていいのかわからず困りました。しかし、私がやらねば、このようなお年寄が社会からとり残されてしまう。

老人の子になり、孫になりきって毎日を頑張っています。でも、まだまだ世間の人には、この仕事が理解されてないようで、それが残念です。お年寄は、老人ホームに入ることでより、小さくても自分の家に住むことを望んでいます。どんなに立派な老人ホームをつくるよりも、家庭奉仕員を一人でも二人でも増やすことのほうが大切だと思います。」と語っています

老人は、お国の宝といい、長い年輪の中からの体験論は、素晴らしいものがあります。現在の老人福祉対策は、まだまだ充分とはいえません。村民のひとりびとりがお年寄をいたわり、そして家庭奉仕員の仕事を理解して、多くのお年寄がしあわせに楽しくくらすようにしてあげたいものです。



母子保健推進員

	氏名	住所	電話番号
東区	照屋 ヨシ子	字嘉手納2	
上	嘉手納 和子	226	3991
"	儀保 信子	111	2023
"	金城 千枝子	95	4741
中北	村山 トシ	282	2107
"	前里 ヨシ子	298-6	2761
"	浜元 永子	279	2243
"	大湾 トミ	297	2217
南	幸地 シゲ子	473	2350
西区	与那覇 節子	字水 釜538	2918
"	宮城 ヨシ	129	3727
"	幸地 静子	112	2500
"	比嘉 智恵子	112-3	2966

母子保健推進員決まる

母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、本村に十三名の母子保健推進員が昭和四十八年一月一日付で決まりました。

母子健康手帳の交付、母子栄養食品の支給申請、妊娠中毒症に対する療育療費の給付、未熟児が生まれたときの養育医療の給付、

受胎調節の方法等の相談に応じています。

推進員一同、本村の母子保健向上に役立ちたいとはりきっておりますので、お気軽に相談して下さい。

保健衛生課

住民異動届について(お知らせ)

従来の住民登録法による住民登録は、昭和四十七年五月十五日から住民基本台帳法に改められ、それに伴う住民異動届出の方法も若干変わりました。

なおお住民基本台帳法による住民

基本台帳制度とは、住民に對する記録を正確に、そして統一的行うとともに、住民の利便と地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としております。

住民異動届を期間内に届出する

ことにより、住民票の写しの交付印鑑の登録(必要に応じ本人、届出)、選挙人名簿、国民年金、国民健康保険、児童手当等と村民としての権利が履行出来ることは申すまでもありません。

村民の皆さん必要に迫られてか

ら、あわてることがないよう限られた期間内に必ず届出をしておきましょう。

住民異動届をする場合には、国民年金手帳と国民健康保険被保険者証も同時に提出することになりましたので、次の要領により村民の皆さんのご協力をお願いいたします。

※期 住民異動届方法と届出期間

種別	提出すべきもの	届出期間
転入	住所変更の届出書、前住地の市町村から転出証明書、国民年金手帳、印鑑	届出があった日から14日以内
転居	住所変更の届出書、国民健康保険手帳、印鑑	"
変更	世帯主変更の届出書、世帯主が生じたとき	"
転出	住所を移すとき	あらかじめ

死亡(七日以内)、婚姻、離婚(特に定められてない)等の届出についても、右の要領による。

その他詳しいことについては、住民課へお問い合わせ下さい。

でんわ 二〇〇一・二六二八